第十一号書式（第八条関係）

事業基盤強化計画の認定申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

造船法第十一条第一項の規定に基づき、下記の事業基盤強化計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．事業基盤強化の目標

２．事業基盤強化の内容

３．事業基盤強化の実施時期

４．事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法

５．事業基盤強化に伴う労務に関する事項

６．その他

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．事業基盤強化の目標
⑴　事業基盤強化に係る事業の目標（事業基盤強化を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
⑵　生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業基盤強化の促進に関する基本方針（令和３年財務省・国土交通省告示第　　号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。
２．事業基盤強化の内容
⑴　事業基盤強化に係る事業の内容を記載する。
①　計画の対象となる事業を明記するとともに、その選定理由を記載する。
②　事業の分野又は方式の変更と事業の構造の変更とに分けて事業基盤強化の具体的内容を要約的に記載する。
③　②の記載中において、次の説明を記載する。
イ　当該事業基盤強化による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
ロ　市場の状況に照らして、他の造船等事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
ハ　関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
⑵　事業基盤強化を行う場所の住所を記載する。
⑶　関係事業者が行う措置に関する計画を記載する場合には、その名称及び当該関係事業者が法第十条第二項第二号の関係事業者であることの説明を記載する。
⑷　別表１により、事業基盤強化を実施するための措置の内容については、事業の分野又は方式の変更及び事業の構造の変更ごとに法第十条第二項各号に掲げる事業活動に照らして記載する。
⑸　別表２により、事業基盤強化に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者ごとにそれぞれ記載する。
⑹　別表３により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
⑺　事業基盤強化計画の期間中における船舶等に係る技術開発に関する事項を記載する。
３．事業基盤強化の実施時期
⑴　事業基盤強化の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
⑵　別表４により、毎事業年度の実施予定を記載する。

４．事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法

⑴　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

⑵　必要な資金の額及び調達方法は、別表５により記載する。

５．事業基盤強化に伴う労務に関する事項

⑴　事業基盤強化の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者ごとにそれぞれ記載する。以下⑸まで同じ。）を記載する。

⑵　事業基盤強化の終了時期の従業員数を記載する。

⑶　事業基盤強化に充てる予定の従業員数を記載する。

⑷　⑶のうち、新規採用される従業員数を記載する。

⑸　事業基盤強化に伴い出向又は解雇される従業員数を記載する。

６．その他

⑴　事業基盤強化計画に法第十一条第三項第一号の事項を記載する場合にあっては、別表６により記載する。

⑵　法第十四条の特例措置を受ける場合にあっては、法第十一条第三項第三号の事項を記載する。

⑶　法第十五条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、法第十一条第三項第四号の事項を記載する。ただし、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第五条第二号に該当する場合にあっては、次の事項を別表７により記載する。

①　事業基盤強化を行う事業者の国内売上高合計額その他の産業競争力強化法施行令第五条第一号又は第二号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

②　申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

別表１

事業基盤強化の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第十条第二項第一号の要件			
	イ　新たな船舶等の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る船舶等の構成又は提供に係る役務の構成の変化		
	ロ　船舶等の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による船舶等の生産の		

	効率化		
	ハ　新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による船舶等の生産に係る費用低減		
法第十条第二項第二号の要件			
	イ　合併		
	ロ　会社の分割		
	ハ　株式交換		
	ニ　株式移転		
	ホ　株式交付		
	ヘ　事業又は資産の譲受け又は譲渡		
	ト　出資の受入れ		
	チ　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
	リ　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
	ヌ　会社の設立又は清算		
	ル　有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資		
	ヲ　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度		

	の廃棄		

（注）

１．事業基盤強化計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。

２．実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。

⑴　合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。

⑵　会社の分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

⑶　株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。

⑷　株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。

⑸　株式交付については、株式交付をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。

⑹　事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

⑺　事業又は資産の譲渡については、譲り渡す事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。当該事業又は資産の譲渡が財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

⑻　出資の受入れについては、当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入れ期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。

⑼　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める

取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該造船等事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

⑽　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該造船等事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該造船等事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。

⑾　会社の設立については、設立する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。

⑿　会社の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。

⒀　有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第七十四号）第八条第一項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。

⒁　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載する。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載する。

別表２

事業基盤強化に伴う設備投資の内容

（単位：百万円）

	名　称	数　量	単　価	金　額	用　途	設置場所	備　考
年度							
年度							
年度							
年度							
年度							

合計額			

（注）　施設の新設、譲受け若しくは借受け又は設備の新設、増設若しくは拡張であって、法第二条第一項又は第三条第一項の許可を受けなければならない場合は、「備考」にその旨を記載する。

別表３

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

（土地）　（単位：㎡）

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

（家屋）　（単位：㎡）

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

（注）　譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表４

事業基盤強化の実施時期

年度	実施内容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

別表５

事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

年度	調達先／費用	借入金	自己資金	その他	合計	備考

（注）

１．「借入金」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「借入金」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。
２．法第十六条に基づく公庫の行う事業基盤強化円滑化促進業務による資金の借入れを希望する場合には、「備考」にその旨を記載する。

別表６

事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項

別表７

法第十五条の特例措置に関する事項

１．事業基盤強化を行う事業者の国内売上高合計額

（単位：百万円）

	甲	乙
事業基盤強化を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	（　　年　月期現在）	（　　年　月期現在）
国内売上高合計額の算出の根拠		

２．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

（注）

１．事業基盤強化を行う事業者が３者以上の場合は、１．中「乙」に続けて、３者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
２．国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
３．国内売上高の合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業基盤強化を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算出の根拠となる内容を記載する。
４．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業基盤強化に係る船舶等又は役務に関する事業基盤強化を行う事業者の同業者の中

において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業基盤強化に併せて採ることとする措置の内容を記載する。